

下郷

森林組合合併か

森林組合は下郷、玉米とそれぞれ旧村時代の形態で事業が進められているが新村が誕生して五年目に至つた現在これらの組合も速やかに合併すべきとの声が高まっている。

そこでこれを進めるための森林組合合併協議会を村長がとりもどり両組合の役員が出席して五日本村役場で開かれた。

県内どこの医者でも受診できる

保険証は忘れないで

国民健康保険法が全面的に改正され一月一日から県内どこの医院、病院でも診療が受けられます。しかし「保険証」はかならずもつてゆかなければなりません。もし「保険証」を忘れてゆくとその分は自分で支払わなければなりませんから注意してください。

これまで村と協定を結んだところでなければ非常に不便でした。が今度からは診療を受けた医者で半額を支払えばよいわけだ。

庁舎略図説明

- ①玄関。②事務室③村長室④応接室⑤正面階段⑥裏口階段⑦本館廊下⑧宿直室⑨面談室⑩更衣室⑪小使室⑫湯沸場⑬印刷室⑭カウンター⑮収入役室⑯暗室⑰本間27ホール。
- 職員便所⑯物置⑯来賓更衣室⑰来賓便所⑲会議室⑳議員室㉑スティージ㉒委員会室㉓傍聴席㉔日

第1回村議会

昭和三十四年第一回村議会は一月二十日に招集され昭和三十二年度村一般会計および特別会計決算の認定など九議案が上程されいずれも原案どうり可決された。

この日上程された議案は八、六九九円。役場庁舎が完成したことにより可決された。この日上程された議案は八、六九九円。

本村の大琴地区と館合地区が簡易水道事業を実施したことにより可決された。仕方を定める条例、産畜振興、草地改良事業、農山漁村建設総合対策事業などを進めることによる歳出追加予算。

昭和三十二年度一般会計(歳入合計五三、九八五、五四三円)歳出合計五二、九七

、六三六円歳出、一、三三七、九歳入、四一二歳入特別会計決算

32年度決算を認定

100万円を三十三年度に繰越す

あとから役場で半額をもらう手数がはります。ただし本荘市の大橋医院大曲市柿崎眼科医院だけは保険医でない

から全額を自分で支払うことにになります。注意してください。

下郷森林組合ではすでに昭和三十二年度総会で合併することを決議しているので体制は整つているが玉米森林組合では総会を開いていないため、まだはつきりしていない。そこで二月中に総会を開いてこのことを審議するというから昭和三十四年度から一本化した森林組合発足が可能な気運が高まってきた。

正しい眼で築こう

建設の意氣燃える成人者達

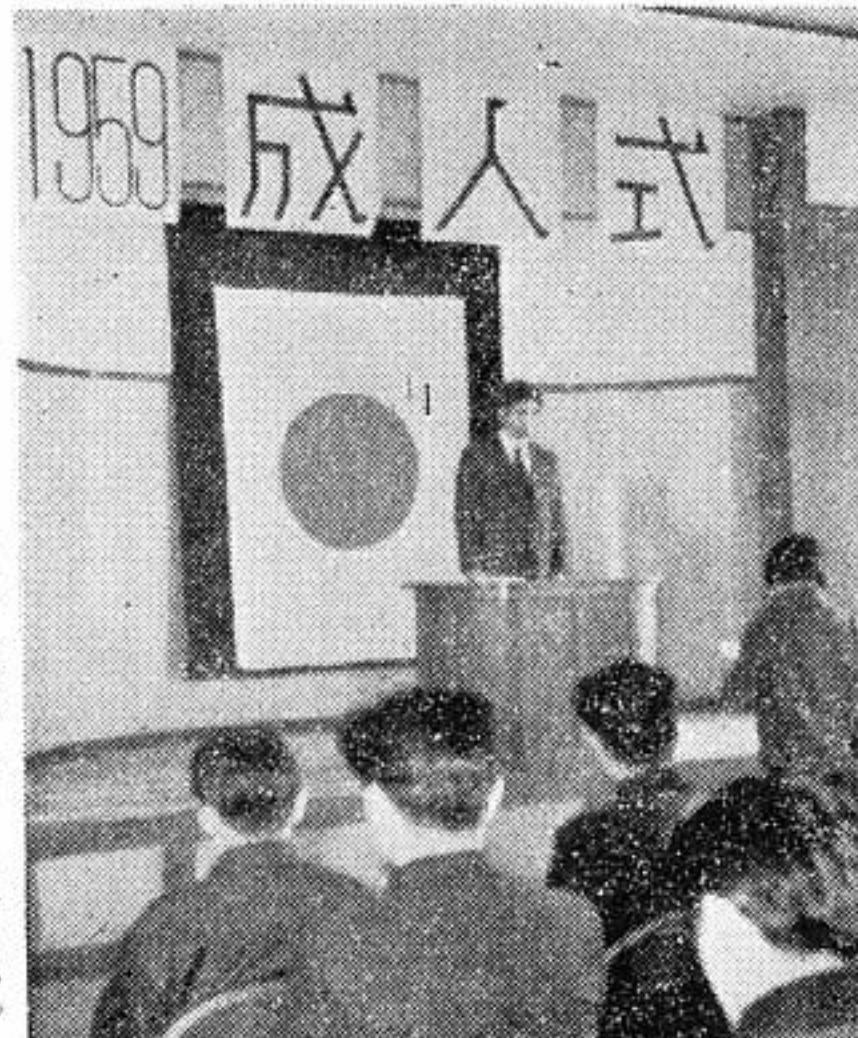
この日は庁舎はじめての行事とあつて例年には多い数のお客さんがつめかけ、青年の持つ

オトナになつた事、純真な心と正義感に強く期待する意味の館長あいさつあります。との誓いなどがあつた。統一して本荘高校江幡勝一郎先生の記念講演で正午頃式を閉じた。

午後からはアトラクション成人祭が成人者たちの手で演じられ迷調子の浪曲がとびだすなどなごやかなふん囃氣にしばし時を忘れた。なお今年成人に達した若人たちは男子六〇、女子七二名でした。

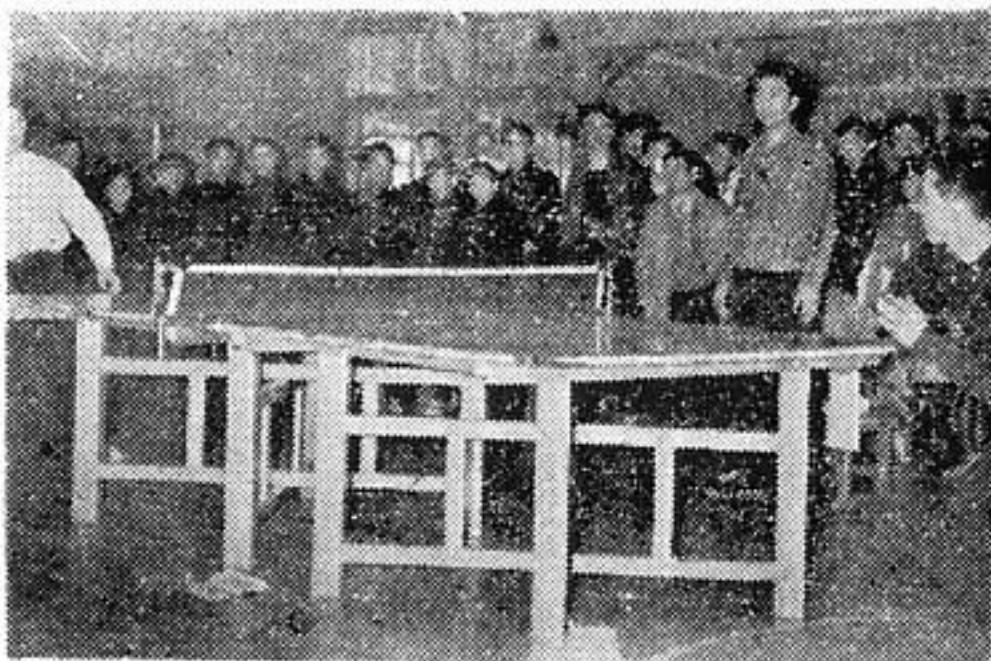
同村玉米財産区特別会計決算歳入一二二、八三三円歳出一二一、三六四円、同年度同村下郷財産区特別会計決算歳入三五、八一〇円歳出一〇、〇〇五円矢島町より本村を経て大曲市至る県道路線を改修してもらうため知事へ陳情すること。

二級国道大船渡本荘線のうち本村地内の路盤改良と老方館合地内の側溝改修工事の実施を県に陳情すること。などその他をふくめて九件を原案どうり可決した。



32年度村歳入歳出決算

【歳 入】		【歳 出】	
① 村地	入	18,283,686	① 議役
② 公使	税	17,417,000	② 消費
③ 分担	税	6,168,624	③ 防護
④ 企業	付	10,000	④ 土木
⑤ 金庫	産	403,700	⑤ 教育
⑥ 担用	負	439,381	⑥ 社會
⑦ 庫支	手	1,665,641	⑦ 保健
⑧ 支取	出	1,045,992	⑧ 財産
⑨ 附越	歳	4,171,814	⑨ 財團
⑩ 雜	入	4,379,705	⑩ 統選
			⑪ 公諸予歳
			⑫ 予歳
			⑬ 予歳
			⑭ 予歳
歳 入	合 計	53,985,543	歳 出
			歳入歳出差引残額 1,006,844



一月十五日の成人の日に新しく成人する人達が集まつておたがいの話しあいや学習を通じて知識をたかめ公民としての自覚と認識を深めようとの成人講習会が参加者五十余名を得て十一、十二の両日老方小学校で開かれました。

はじめに本荘市政だより編集者が木村与之助先生による時事解説部講習生の手で行う模擬選挙が投票を経て、その後畠山教育長の郷土史あれこれ、小松順之助先生の性の問題今と昔があり映写会、かるた大会、フォークダンス、歌唱指導などなごやかなふん団氣で、

選挙を管理する仕事など公職選挙一般についての話があり、全

く村選管小野佐二郎氏による選挙受講した者に限り当地で行う運転免許が受けられます。

模擬知事選挙など

多彩な成人講習終る

たがいの言葉を交しあつた二日間でした。

自動車、バイクなど

運転技術講習会

三月七日老方小学校で自動車、自動三輪車、耕耘機、軽免許、バイクなどの運転講習会が開かれます。これは数回にわたり継続した内容を行うもので第一回目として、今回は機械構造。

受講した者に限り当地で行う運転免許が受けられます。

力に差なく勝敗混沌 老方青年会優勝飾る

全村青年球技大会は本村連合青年会の主催と公民館後援で二月八日下郷中学校を第一会場、蔵小学校を第二会場に村内各単位青年会が参加して開かれた。

試合は各単位青年会の実力が伯仲して例年にない白熱したも

のに終始し優勝の行方は最後までここんとんとしてわからなかつたこれは各区学校教師の指導があつたゆえんである。

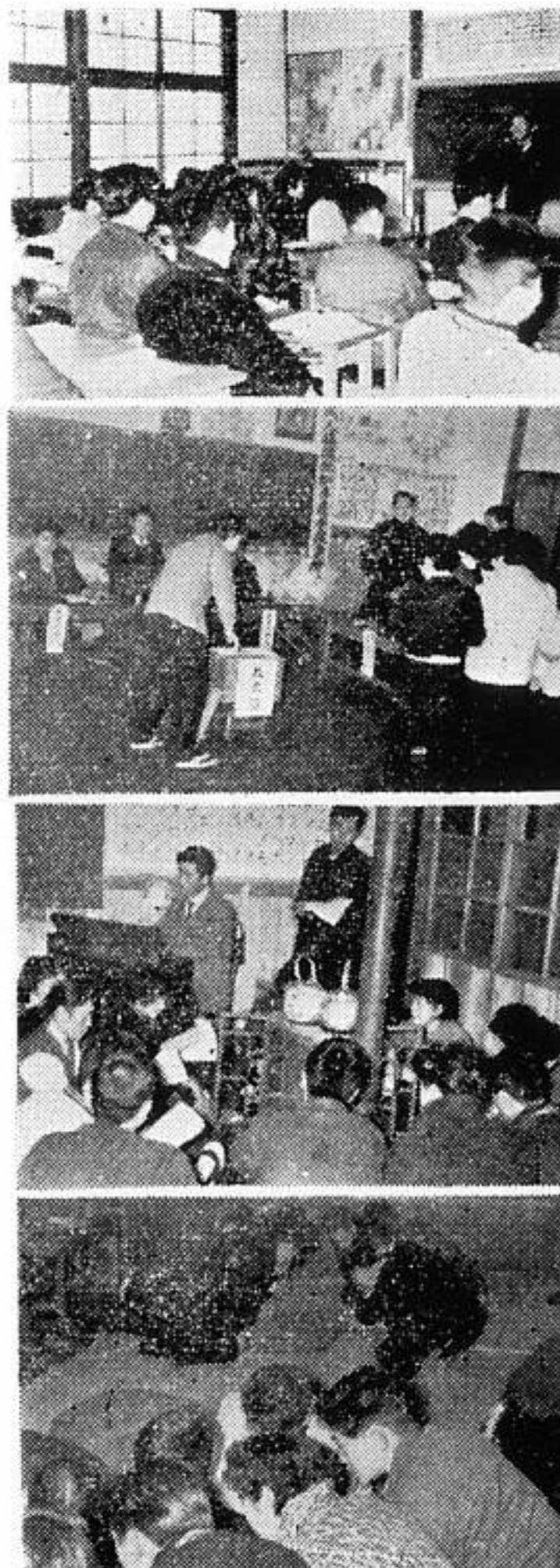
試合成績は総合優勝老方青年会準優勝宿青年会

種目別にみると卓球一位宿青年会、二位蔵青年会 女子排球一位住吉青年会、二位老方青年会

卓球男子一位玉米青年会菊地英夫、二位蔵青年会太田兵介

卓球女子一位老方青年会畠山悦子、二位袖山青年会畠山益であつた。

【写真】男子卓球決勝



申込みは二月二十八日まで主催者本村公民館宛。

小作地を地主が買えというが高くて買えない場合地主は他人に売れるか。

【問】私は農地八反二畝歩(うち小作地一反八畝歩)

を耕作している者ですが

最近地主が小作地を買つて

くれといつていますが値段

が高くて買うことができま

せん。ところが隣部落の甲

が地主と売買について話合

いをしているとのウワサを

聞きました。私は家族八人

でこの小作地

を耕作できな

いと生活に困

るので心配で

す。農地法は小作

人の権利を無視し

ないと聞いていま

すが小作人に無断

で地主が勝手に売

買することができますか、適当

【農業委員会農地係】

農地相談室

二日農業共済組合総代会

二月二一日日本農業共済組合総代会が役場で午前九時から開かれます。

水稻獎勵品種に一部更新

尾花沢一号、オバコワセ、大國早生五号、奥羽一九五号、農林四九号の五品種は作付面積が少ないためこんど水稻獎勵品種からのぞかれ、新たに改良信交、ふ系四一号の二品種が採用され

ます。

三月七日消防記念日 火の元立入検査実施

三月七日の消防記念日にもんとで村では全村にわたり火の元立入検査を実施する。

在でも納税できるように準備してみてください。

帶納している方は例え主人が不

をしておりません。

国保税、その他の村税の滞納を整理するため村吏員が戸別巡回をしております。

小作地の売買

倍の価格で小作人に売渡します(農地法三六条)また小作人が買受資格を有しない場合でも国有農地の耕作者として引続き耕作する権利は失いません。

国保税、その他の村税の滞納を整理するため村吏員が戸別巡回をしております。

帶納している方は例え主人が不在でも納税できるように準備してみてください。

在でも納税できるように準備してみてください。

【写真説明】上から成人講習会は知事の許可を受けなければならぬことになっています(農地法三条一項)。この許可を受けて農地を売買しても無効であり、当事者は農地法違反で罰せられます。この知事の許可は小作地の売買についてはその農地の小作農およびその世帯員以外の者が小作地を買う場合にはすることができません(同条二項一号)。いいかえれば地主は小作人以外には売れないわけです。小作地の売買について価格の点などで小作人と話合いがつかない場合で地主がどうしても小作地を売却する必要のあるときは地主は国に対して小作地を買うよう申し出て買収してもらうことができます。(農地法一六条)国がこの小作地を買収した場合小作人が買受資格者であるときは公定小作料の十一倍の価格で小作人に売渡します(農地法三六条)また小作人が買受資格を有しない場合でも国有農地の耕作者として引続き耕作する権利は失いません。

【写真説明】上から成人講習会は知事の許可を受けなければならぬことになっています(農地法三条一項)。この許可を受けて農地を売買しても無効であり、当事者は農地法違反で罰せられます。この知事の許可は小作地の売買についてはその農地の小作農およびその世帯員以外の者が小作地を買う場合にはすることができません(同条二項一号)。いいかえれば地主は小作人以外には売れないわけです。小作地の売買について価格の点などで小作人と話合いがつかない場合で地主がどうしても小作地を売却する必要のあるときは地主は国に対して小作地を買うよう申し出て買収してもらうことができます。(農地法一六条)国がこの小作地を買収した場合小作人が買受資格者であるときは公定小作料の十一倍の価格で小作人に売渡します(農地法三六条)また小作人が買受資格を有しない場合でも国有農地の耕作者として引続き耕作する権利は失いません。